

議案第164号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し等の請求に関し、下記のとおり訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

平成23年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 事件の要旨

相手方は、市営住宅の入居名義人である母親の退去に当たって条例等に定められた入居者の地位の承継の手续を行わず、正当な権原なく当該住宅を占有した状態が続いていたことにより再三にわたりその明渡しを催告したが、これに応じなかったため、市営住宅の明渡し等を求めるもの

2 請求の趣旨

相手方に対し市営住宅の明渡しを求めるもの

相手方に対し損害金の支払を求めるもの

相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの

3 訴訟遂行の方針

相手方から市営住宅を明け渡し、及び損害金を支払う旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。